

# 固定資産税（家屋）の減額・減免制度

問い合わせ 資産税課家屋係

減額・減免措置には、それぞれ適用要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



## ◎住宅の改修に対する減額

※税制改正により、減額要件等が改正される場合があります。

減額内容	減額要件	必要書類	備考
耐震改修	1 昭和57年1月1日以前に建築された住宅（併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上）であること。 2 平成30年3月31日までに工事を完了すること。 3 現行の耐震基準に適合すること。 4 耐震改修に要した費用が1戸当たり50万円超であること。 5 原則として、工事完了後3か月以内に申告すること。	1 固定資産税（住宅耐震改修）減額申告書 2 増改築等工事証明書（耐震改修が行われたことの証明書）（注） 3 工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等 4 工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 5 長期優良住宅認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ必要）	減額期間： ▷一般住宅…1年間 ▷通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅…2年間
バリアフリー改修	1 新築された日から10年以上を経過した住宅（併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上。賃貸住宅を除く。）であること。 2 次のいずれかの方が居住する住宅であること。 ①65歳以上の方 ②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方 ③障害者手帳等をお持ちの方 3 平成30年3月31日までに工事を完了すること。 4 次に該当する工事で、国または地方公共団体からの補助金等を除く自己負担工事費が50万円超であること。 ①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室、トイレの改良 ④手すりの取り付け ⑤床の段差解消 ⑥床の滑り止め化 ⑦引き戸への取り替え 5 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること。 6 原則として、工事完了後3か月以内に申告すること。	1 固定資産税（住宅バリアフリー改修）減額申告書 2 居住する方の区分に応じた書類 ①65歳以上の高齢者の場合…居住者の住民票の写し ※市内在住の方は不要 ②要介護および要支援認定者の場合…介護保険の被保険者証の写し ③障害者手帳等をお持ちの方の場合…身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳等の写し 3 工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等 4 工事施工箇所の写真 5 工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 6 工事費用の補助金等を受けている場合は、交付・給付決定書の写し等。（住宅改造補助金交付および介護保険給付金の決定（確定）通知書等）	※耐震改修の減額の対象となっている年度には適用されません。 ※減額措置は、1戸につき1回限りです。 ※バリアフリー改修と省エネ改修は、重複可能です。
省エネ改修	1 平成20年1月1日以前に建築された住宅（併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上。賃貸住宅を除く。）であること。 2 平成30年3月31日までに工事を完了すること。 3 省エネ基準に適合する次の工事で、国または地方公共団体からの補助金等を除く自己負担工事費が50万円超であること。 ①窓の改修工事（必須要件…二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 4 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること。 5 原則として、工事完了後3か月以内に申告すること。	1 固定資産税（住宅省エネ改修）減額申告書 2 増改築等工事証明書（省エネ改修が行われたことの証明書）（注） 3 工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等（ただし、熱損失防止改修工事証明書に工事費の額記載がある場合は不要です。） 4 工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 5 工事費用の補助金等を受けている場合は、交付・給付決定書の写し等 6 長期優良住宅認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ必要）	※耐震改修の減額の対象となっている年度には適用されません。 ※減額措置は、1戸につき1回限りです。 ※省エネ改修とバリアフリー改修は、重複可能です。

（注）証明書の発行者…①建築士事務所…②指定確認検査機関③登録住宅性能評価機関④住宅瑕疵担保責任保険法人

## ◎新築住宅に対する減額

住宅を新築した方には、固定資産税額を算定するための家屋調査の際に申請方法をご説明します。

減額内容 住宅部分のうち120㎡までの固定資産税額を2分の1

住宅の種別	減額期間
3階建て以上の中高層耐火住宅	5年間
上記以外	3年間
3階建て以上の中高層耐火住宅	7年間
上記以外	5年間

## ◎災害で被害を受けた家屋に対する減免

土砂災害、水害、雪害、火災などの災害により、固定資産税が課税されている家屋に重大な被害があった場合は、その程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免される制度があります。

ただし、雨どいやガラスなどの軽微な破損は対象となりません。

減免を受けるには、現地調査が必要となりますので、資産税課へご連絡ください。

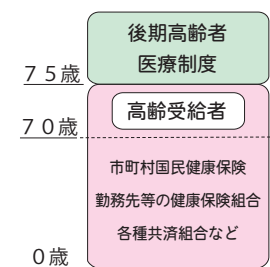


## ご存じですか？ 検察審査会

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分等の可否を審査する機関です。  
 検察審査員に選ばれた方は、制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。  
 立川検察審査会事務局 ☎042・845・0292、市選挙管理委員会事務局

## 75歳以上の方の保険証について

各種健康保険（国民健康保険、勤務先の健康保険等）は74歳までが対象になります。また、70歳〜74歳の方は加入している各健康保険から「高齢受給者証」が交付されますので、受診の際は各種健康保険証と一緒に医療機関等に提示ください。  
 75歳以上の方は「後期高齢者医療被保険者証」が医療機関等に受診する際の保険証となります。国民健康保険証や勤務先の健康保険証等は必要ありません。



## 11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民一人ひとり、ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として11月30日を「年金の日」としました。  
 「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額について、ご自身の年金記録をもとにさまざまなパターンの試算をすることもできます。  
 「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ <http://www.wnenkingo.jp/> 確認になるか、青梅年金事務所へお問い合わせください。お問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30・3410

## 第10回特別弔慰金の申請はお済みですか？

支給対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による遺族1人  
 (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
 (2)戦没者等の子  
 (3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が替わります。  
 (4)前記(1)〜(3)以外の戦没者等  
 申請期間・窓口 30年4月2日までに市福祉総務課庶務係へ  
 ※請求期間を過ぎると弔慰金を受けることができません。ご注意ください。  
 お問い合わせ 都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎03・5320・4077、市福祉総務課庶務係

## 医療機関の適正受診にご協力ください

国の医療費は、国民の高齢化や医療の高度化により、年々増加しています。医療費が増加すると皆さんの保険料（保険税）が高くなったり、医療機関での自己負担額が増えることとなります。医療費を抑えるためにも、次の点に気をつけ、適正受診にご協力ください。  
 ▼「かかりつけ医」を持ちましょう…病気の治療や医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持つことは大切です。▽ジェネリック医薬品を活用しましょう…医師や薬剤師にご相談ください。  
 ▼重複受診はやめましょう…同じ病気で複数の医療機関にかかるのはやめましょう。  
 ▼薬の飲み合わせに注意しましょう…「お薬手帳」を利用し、薬の飲み合わせによる副作用に注意しましょう。  
 ▼小児救急電話相談（#8000）をご利用ください…夜間や休日のお子さんの急病に対してアドバースが受けられます。（平日：午後4時〜11時、土・日曜日、祝日：午前9時〜午後11時）  
 お問い合わせ 保険年金課給付係・後期高齢者医療係